

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	37
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	37
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	37
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	37
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	38
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	38

告 示	
北海道告示第495号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。	
その関係書類は、平成22年6月23日から20日間、一般の縦覧に供する。	
平成22年6月22日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
地区名 事業の種類 縦覧場所	
常呂土佐 畑地帯総合整備 [担い手支援型]（区画整理、暗きょ排水、土層改良）	北海道オホーツク総合振興局
西美里別 同 [担い手育成型]（農業用道路、暗きょ排水、土層改良）	北海道十勝総合振興局
北海道告示第496号	
農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。	
平成22年6月22日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 保安林予定森林の所在場所 函館市双見町4の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）	
2 指定の目的 土砂の崩壊の防備	
3 指定施業要件	

- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第497号
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成22年6月22日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町町字幌内373の1・373の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
(3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 千歳市柏台1389の14
(2) 保安林として指定された目的 風害の防備
(3) 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第498号
農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
平成22年6月22日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 解除予定保安林の所在場所 上川郡上川町字東雲530（次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的 水源のかん養
3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第499号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成22年6月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡本別町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
本別町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 足寄郡足寄町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
足寄町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変

更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年6月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道						
2	路線名	本別士幌線						
3	道路の区域							
	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間		
	河東郡士幌町字下居辺基線134番31地先から		前	18.50m から	40.00m	—		
	同郡士幌町字下居辺基線134番26地先まで		後	25.50m まで				
				18.50m から	40.00m	—		
				38.50m まで				